

令和5年度版

宜野湾市学校業務改善 アクションプラン



令和5年6月1日策定
宜野湾市教育委員会



目 次

はじめに	1
I 目的	2
II 本市の取組	2
III 取組の方向性	4
IV 取組期間	4
V 具体的な取組「労働安全に係る目標」	4
VI 宜野湾市教育委員会業務改善目標・計画	8
VIII 中学校部活動の地域移行計画	10
VII 市教育委員会、学校の「よりそい、そろえる・つなぐ」取組	11

はじめに

社会の急激な変化の中、本市の幼児児童生徒、教職員の皆様一人一人、そして社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。

このため、本市の教職員の皆様には、「授業力の向上」を重視し、管理職による授業参観や同僚教師同士の授業交流を日常化するとともに、校内研修や日常的なOJTなどを通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を図り、「**授業で子どもを変える**」取組の充実に力を注いでいただいております。

また、様々な課題に対し、「チーム宜野湾」「チーム中学校区」「チーム学校」として取り組む高い同僚性・協働性も教職員文化の強みであり、研修や学年会・教科会等を通して、教科指導や生徒指導、特別支援教育協働体制に関する専門性を高めています。

本市の学校教育は、このような教職員の児童生徒への情熱や使命感を持った取組に支えられて成り立ってきました。

なお、これからの学校教育においては、様々な課題がある中、「**学校における働き方改革**」、「GIGAスクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組「**令和の日本型教育**」の実現を図ることが求められています。

一方で、「子どもたちのために」という強い使命感と責任感によって、教職員の皆様が自校の児童生徒や自身が担任になった幼児児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況があり、教職員の勤務時間が長時間に及ぶ現状もあります。

顕著な例として、今日的課題である「**中学校部活動の地域移行**」についても、業務改善を図る施策として段階的に取り組まなければなりません。

これからの学校は、「**よりそい、そろえる・つなぐ教育の推進**」のテーマのもと、教育委員会と教職員、保護者および地域人材を活用した「チーム学校」でベクトルをそろえ、各学校の自主創造を生かした特色ある教育活動、地域協働学校づくりを推進し、幼児児童生徒一人一人に「生きる力」の基盤となる、新しい時代を創るために必要な「資質・能力」の育成に全力を注ぐことが重要です。

また、教職員の皆様自身も、笑顔で子どもたちの前に立ち続けるために、自身の働き方について見直し、日々の生活の充実や心身の健康を維持することによって教職人生を豊かにし、真に必要な総合的な指導を持続的に行うことが求められています。

文部科学省は、令和元年12月に給特法を一部改正し、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げし、地方公共団体に勤務時間の上限を条例・規則等で定めるよう示しました。

また、沖縄県教育委員会においては、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に則り、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン(令和4年3月改訂)」を公表しました。

これらの施策を踏まえ、宜野湾市教育委員会は、「学校業務改善アクションプラン」を策定します。今後、保護者や地域にご理解いただきながら、教職員の皆様によりそう、業務改善を進めることで、本市学校教育の質をさらに高め、教育内容を充実・発展させてまいります。

令和5年6月1日 宜野湾市教育委員会 教育長 仲村 宗男

I 目的

これまでの学校においては、教職員が、地域や社会からの期待や強い使命感・責任感から児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、徐々に広い範囲の業務を担うようになってきた。

また、新しい時代に必要な資質・能力の育成、授業改善や道德教育の充実、特別な支援を要する幼児児童生徒等への対応等、学校の担う役割は多様化・複雑化し、教職員の負担は増加している。

その結果、どの学校にも、月80時間超の超過勤務教職員も一定数おり、長時間勤務が常態化している状況がある。

さらに、教職員の世代交代が進み、若手教職員が増えているため、教職経験の少なさによる勤務時間の長時間化も課題となっている。

このような「多忙化」や長時間勤務は、教職員の心身への影響はもとより、子どもと向き合う時間の減少による教育の質の低下を招く。

沖縄県教育委員会は、令和4年6月17日、令和4年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の実施状況として、志願者数を発表した。公表結果によると、令和4年度の沖縄県教員選考試験志願者数は全体で2,869名、前年度の3,190名より321名減となり、全校種で前年度より減少している。

この結果は、大学生等の若い世代から、「教職員は多忙」といったイメージを持たせ、教職員志望者が減少している要因の一つになっているのではないかと考える。

このため、実行性のある業務改善に取り組み、これを払拭することにより教職員のイメージ向上につながる。これは教育の質を確保する上でも重要なカギとなる。

よって、教職員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教職員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで専門性を高め、児童生徒に必要な指導や質の高い教育を持続的に行うことができるよう、学校の業務改善、教職員の働き方改革を目的とし、「宜野湾市学校業務改善アクションプラン」を策定する。

今後、本プランに基づいて、市教育委員会、各小中学校が連携し、それぞれの立場から学校の業務改善、学校の働き方改革を進めていく。

II 本市の取組

1 これまでの取組

- (1) 『宜野湾市立学校職員の安全衛生管理規則』制定（平成23年1月）
 - ・宜野湾市立学校総括安全衛生委員会の設置（年2回開催し、職員の安全衛生に関する事項の調査審議や各学校衛生委員会活動を推進）
 - ・各学校衛生委員会の設置
 - ・長時間労働者に対する健康障害防止対策要領（平成29年7月学校総括安全衛生委員会で議決）に基づく、面接指導や就業上の措置の実施
- (2) 教職員勤怠管理システムの導入（平成30年7月1日）
 - ・出退勤管理ソフトを使用し、ICカードで本人認証を行う出退勤の記録により、超過勤務時間の実態の記録と保管が可能となる。

- ・ソフト専用端末より超過勤務のデータを出力し、市教委へ毎月、CSVファイルをデータで提出することによって、45時間、80時間以上の超過勤務者の把握・管理が可能となる。
 - ・時刻を含め教職員の勤務実態を把握し、全教職員の意識改革を促すとともに長時間勤務が続いている教職員への助言に努めた。
- (3) 『リフレッシュ・ウィーク』『学校閉庁日』の導入（令和2年8月）
- ・県教育委員会指示により「リフレッシュ・ウィーク」と位置づけ、8月第2週に夏季休暇を取るよう推奨した。
 - ・8月第2週の3日間（水曜日、木曜日、金曜日）を「学校閉庁日」に定め、保護者等の電話対応は市教委が窓口となる対応措置を図った。
- (4) 『自動音声対応電話機』の導入（令和2年）
- ・業務時間外の電話対応業務の負担軽減のため、市内全小中学校順次導入する。
- (5) 『宜野湾市立学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則』の制定
『宜野湾市立学校職員の勤務時間の上限に関する方針』の策定
（令和4年4月1日）
- (6) 『中学校ノ一部活動デー』（令和4年7月1日）
- ・6月校長会で「各学校における業務改善方針（案）」を示すよう、依頼したところ、4中学校全校で毎週水曜日を「ノ一部活動デー」として足並みをそろえ、実施する。
- (7) 『月1回夜間街頭指導』の地域推奨（令和4年10月1日）
- ・宜野湾市校務研究会（校長会・教頭会）から示された嘆願書を踏まえ、市青少年健全育成協議会主催の「毎月第3金曜日」の夜間街頭指導を、保護者・地域で対応するよう協力依頼
- (8) 『中学校部活動先進地域視察』（令和4年11月2日～11月4日）
- ・文部科学省スポーツ庁、東京都日野市、新潟県長岡市（地域の体育館）、埼玉県白岡市教育委員会、白岡市立南中学校、さいたま市教育委員会、経済産業省
- (9) 『中学校部活動有識者による市長表敬』（令和4年12月26日）
【スポーツデータバンク沖縄株式会社 代表取締役 石塚大輔氏】
- ・スポーツ庁参事官（地域振興担当）（技術審査委員会技術専門員）
 - ・スポーツ庁運動部活動の地域移行に関する検討会議委員
 - ・令和2年度地域×スポーツクラブ産業研究会委員
- (10) 『中学校部活動の地域移行意識調査』（令和5年2月）
- ・宜野湾市立中学校全教職員対象

Ⅲ 取組の方向性

教職員の長時間勤務の原因や現状を踏まえ、下記の3点を取組の方向性の柱とする。

1 教職員の働き方に対する意識・制度の改革

【4月～3月 時間外勤務80時間超教職員の人数】 *出退勤調査より

年度 校種	R1	R2	R3	R4
小学校	102	70	48	43
中学校	38	58	74	74
合計	140	128	122	117

2 教職員業務の適正化・効率化

現在学校で行われている業務について、教職員、学校、地域等の役割を整理し、担うべき仕事を明確化、適正化していくことが必要である。

- ・令和4年10月1日に推奨した「月1回夜間街頭指導の地域移行」の推進
- ・各学校長による実効性ある「業務改善方針」の策定
- ・統合型校務支援システムの活用、促進による業務の削減、効率化に努める。

3 部活動の負担軽減

- ・部活動運営の見直し
- ・中学校部活動数の適正化

Ⅳ 取組期間

国・県における働き方改革の動向も踏まえ、令和5年度～7年度の3年間で緊急的・集中的に取り組む。

Ⅴ 具体的な取組「労働安全に係る目標」

1 教職員の働き方に対する意識・制度の改革

(1) 勤務時間管理の徹底

① 勤務時間の客観的な把握・集計

- ・今後も教職員勤怠管理システムのさらなる活用を促進し、本人認証を行う出退勤の記録により、超過勤務時間の実態の記録と保管を行うことができるように努める。
- ・勤務時間管理は、労働法制上、校長や教育委員会に求められる責務であり、教職員勤怠管理システムにより、教職員の勤務時間を正確に把握し集計する。
- ・校外において職務に従事している記録についても、できる限り客観的な方法により計測する。また、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・時間外在校等時間の目標時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録、又は記録させることがないよう徹底する。

② 休憩時間・休日の確保

- ・休憩時間や休日の確保に関する労働基準法等の規定を遵守する。

- ③ 児童生徒の登下校時刻、部活動、会議等の適正な時間設定
 - ・各学校において、教職員が休憩時間を確保できるようにすることなど、教職員の勤務時間を考慮した適正な時間設定を行う。
- ④ 教職員の退勤時刻の設定
 - ・遅くとも退勤時刻を、小学校は19時、中学校は20時を基本とする。
- ⑤ 定時退勤日の導入（毎週水曜日）
 - ・週1日の定時退勤日を設定する。
 - ・全小中学校の水曜日の日課表を見直し、会合等を設定しない。
- ⑥ ノー部活動デーの導入（毎週水曜日）
 - ・市立4中学校で、毎週水曜日を「ノー部活動デー」とする。

(2) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底

- ① 管理職のマネジメント能力の向上
 - ・小学校、中学校の全管理職に対し、業務改善に向けたマネジメント能力を向上させる研修を実施する。
- ② 教職員への働き方の意識づけ
 - ・教職員一人一人に勤務時間を意識した働き方が浸透できるよう、働き方に関する研修を実施する。
- ③ 労働安全衛生管理の徹底
 - ・定期健康診断の実施、ストレスチェックの実施、管理職による長時間勤務者との面談等、教職員の健康及び福祉を確保するため、学校において労働安全衛生管理が適切に行われるよう徹底する。

ア 宜野湾市立学校総括安全衛生委員会の設置

- ・年2回開催し、教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成を促進する。
- ・各学校衛生委員会活動の推進

イ 教職員の健康管理の推進

- ・定期健康診断で職員の健康状態を把握し、その結果に基づく健康管理を適切に行う。
- ・長時間勤務や高ストレスの教職員に対して産業医による面接指導を推奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講じる。

ウ 管理職によるストレスチェック制度の活用

- ・市内全小中学校で実施し、その集団分析結果を活用した働きやすい職場環境づくりの推進

エ 産業保健スタッフによる相談体制の継続

- ・産業医2名、臨床心理士1名、保健師1名配置し、心身の健康に関する相談を実施

④ 市内全小中学校で「学校業務改善方針」の作成

ア 学校業務改善・教職員の適正な勤務時間の内容の記載

イ 学校評価への位置づけ、評価の実施

- ・学校評価に業務改善・教職員の働き方に関する項目を位置づけ、学校での取組を促進する。

- (3) 長期休業期間の設定等の工夫や業務処理時間の確保
- ① 長期休業期間の設定等の工夫
 - ・授業準備等の時間の確保や早い退勤を促進するため、長期休業期間の設定や活用による工夫の検討を推進する。
 - ② 勤務時間内の業務処理時間の確保
 - ・学校行事の見直しや指導体制の整備、週時程・日課表の見直し等により、適正な授業時数の設定や勤務時間内に業務処理時間を確保するための工夫を行うことを推進する。
- (4) 休暇を取得しやすい環境づくり・勤務時間の見直し
- ① 「リフレッシュ・ウィーク」「学校閉庁日」の継続
 - ② 8月第2週を「リフレッシュ・ウィーク」とし、全教職員がこの期間に夏季休暇や年休を取りやすい労働環境を保障する。
 - ③ 8月第2週の3日間（水曜日、木曜日、金曜日）を「学校閉庁日」と定め、その期間中の保護者や地域からの電話対応には、市教委が窓口となる。

2 教職員業務の適正化・効率化

- (1) 校務の削減・効率化
- ① 統合型校務支援システムの活用
 - ・統合型校務支援システムを全学校において円滑に活用することにより、指導要録への記載や成績処理等の効率化等、負担軽減を図る。
 - ② 事業等の精査・削減
 - ・教育委員会が実施する事業・調査・研修・各種計画・行事等を精査し、見直しを進める。
 - ・長期休業中に教育委員会主催の研修を行わない期間を設ける（お盆期間・年末年始等）
 - ・各学校においては、学校内における会議・行事等を精査し、簡素化や削減を進める。
 - ③ 時間外の保護者対応の負担軽減
 - ・メール転送の導入を進めることにより、時間外の保護者からの問い合わせ等に対して、対応できる体制づくりに努める。
- (2) 『チームとしての学校』に基づく組織体制の確立
- ① 専門性に基づくチーム体制の構築と教職員業務の明確化
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の外部人材の活用を推進し、専門スタッフとの役割分担を明確にする。
 - ・学習支援員、特別支援教育支援員、ICT支援員等の配置により学級担任及び教科担任の役割分担を行い、負担軽減を図る。
 - ② 事務職員の学校運営への参画によるマネジメント機能の強化
 - ・事務職員がより主体的・積極的に学校運営に参画するよう、研修等により事務職員の資質・能力、意欲を高める取組を進めるとともに、事務の共同実施等の推進により、事務処理の効率化等を図り、教職員の事務負担の軽減を図る。
 - ③ PTA・地域との連携・協力
 - ア 保護者や地域の理解を求める取組の実施
 - ・宜野湾市PTA連合会への協力のもと、PTAとの連名による通知やリーフレットの配布により、教職員の適正な勤務時間の設定への取組について、保護者や地域への理解を得る取組を実施する。

- イ 学校が担っている業務の外部委託、地域との連携強化
 - ・地域協働学校（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動を拡充・推進する。
 - ・登下校・見回り・補導対応等について地域、警察等関係機関との連携を強化し、教職員の業務負担を軽減する。

- (3) 民間団体等からの出品依頼等対応の負担軽減
 - ・作文・絵画コンクール等への出品、子どもの体験活動への参加募集等、民間団体等から依頼される家庭向けのチラシ等の配布について、各種団体に対し、削減や配布の負担軽減への協力を依頼する。

3 部活動の負担軽減

- (1) 学校部活動の参加行事の見直し
 - ・教育委員会から地域に協力を依頼し、学校部活動の地域イベント等への参加の負担軽減を図る。（小学校を含む）
- (2) 小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加方法・形態の見直し
 - ・小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加について、学校主体から地域や地域クラブ等主体への移行を含め、見直しを行う。

① 運営の適正化

- ア 部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準の設定
 - ・「設置する学校に係る部活動の方針」により、部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準を設定する。
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととする。
 - ・生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教職員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこととする。
- イ 活動日の上限設定
 - ・原則、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
※大会参加などで土日ともに活動した場合等に、休養日を他の週に振り替えることは可。
- ウ 多様な人材の参画の推進
 - ・部活動指導員の全中学校配置を推進する。
- エ 部活動の共同管理体制の導入・促進
 - ・教職員が部活動の時間に職員室等で校務や授業準備を行う時間を確保する。
- オ 中体連・各競技団体等との連携・協力・要請
 - ・中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の運営や規定の見直しを要請する。（複数の学校による合同チームや地域スポーツ団体等での参加を可能にする等）
 - ・中学校体育連盟、各競技団体・連盟等の業務と教職員業務の区別や見直しを行うよう要請する。
- カ 小学校における放課後活動の負担軽減
 - ・大会・行事等の見直しにより、小学校における放課後活動の負担軽減を行う。

② 数の適正化

ア 中学校部活動数の適正化

- ・児童生徒の減少により教職員数が減少している学校でも、部活動数があまり減少していない場合は、教職員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行い、共同管理体制を導入・促進する。なお、見直しを行う際には、地域の意見や生徒のニーズを踏まえ慎重に対応していく。

イ 合同部活動や地域のスポーツ団体等との連携

- ・複数の学校による合同部活動やスポーツ団体等との連携を推進する。

VI 宜野湾市教育委員会業務改善目標・計画

教職員の長時間勤務を是正するためには、勤務時間を正確に把握し、管理を徹底することに加え、管理職の的確なマネジメントや、教職員自身の働き方に対する意識改革を行うことが必要である。

国・県における働き方改革の動向も踏まえ、令和5年度～7年度の3年間で緊急的・集中的に取り組む。

業務を行う時間の上限

『宜野湾市立学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則』(R4.4.1)

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務管理の対象とする。

① 1か月の時間外在校等時間について、**45時間以内**

② 1年間の時間外在校等時間について、**360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内。(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで)

1 令和5年度

(1) 「時間外在校時間等の目標」

- ① 5割の教職員が、1か月の時間外在校等時間「45時間以内」である。
- ② 「80時間勤務者の解消目標」の設定
 - ・長時間勤務の解消に向けて、各個々人が前年度同月の時間外勤務時間2割削減をめざす。

(2) その他の取組事項

- ・『宜野湾市学校業務改善アクションプラン』の策定
- ・『働き方改革検討委員会』の設置
- ・『事務職員を活用した学校経営と新たな教育委員会制度』の実践研究

① 趣旨

令和4年10月に中頭教育事務所より出された『学校における働き方改革取組計画』を実施するため、県費事務職員を宜野湾市教育委員会へ配置し、指導課と市立小中学校間の指導体制及び事務機能強化をめざす。

② 方法

真志喜中学校所属の県費事務職員を教育委員会指導課に配置する。

③ 内容

中頭教育事務所『学校における働き方改革取組計画』を実施するため、市教育委員会指導課で以下の業務を行う。

- | | |
|---|--|
| ア | 宜野湾市学校業務改善アクションプランの策定 |
| イ | 働き方改革検討委員会の設置及び運営 |
| ウ | 規則等の見直し |
| エ | 事務職員の機能強化のための研修 |
| オ | 事務職員への指導・助言 |
| カ | 各学校からの学校事務に関する問い合わせ等の対応 |
| | ・県費事務職員及び会計年度市費事務職員を対象とし、学校事務全般について丁寧な指導・助言を行う。 |
| | ・指導課に配属される学校事務改善アドバイザーによる「よりそい、そろえる・つなぐ」学校事務の効率化・機能化を図り、各学校における事務職員のスキルアップを図る。 |
| キ | その他事務局 |

2 令和6年度

(1) 「時間外在校時間等の目標」

- ① 6割の教職員が、1か月の時間外在校等時間「45時間以内」である。
- ② 「80時間勤務者の解消目標」の設定
 - ・長時間勤務の解消に向けて各個々人が前々年度同月の時間外勤務時間5割削減をめざす。
- ③ 先進的なICT機器の活用
 - ・教職員の事務の効率化、教材研究の簡略化
 - ・子ども同士の協働性と、子どもと教師間の双方向性のある学びの保障

(2) その他の取組事項

- ・「宜野湾市学校業務改善アクションプラン」の見直し
- ・「働き方改革検討委員会」の推進
- ・「事務職員を活用した学校経営と新たな教育委員会制度」
(2年次実践研究)

3 令和7年度

(1) 「時間外在校時間等の目標」

- ① 7割の教職員が、1か月の時間外在校等時間「45時間以内」である。
- ② 「80時間勤務者の解消目標」の設定
 - ・令和7年度末までに、時間外在校等時間月80時間以上の教職員をゼロにする。

(2) その他の取組事項

- ・「宜野湾市学校業務改善アクションプラン」の見直し
- ・「働き方改革検討委員会」の充実
- ・「事務職員を活用した学校経営と新たな教育委員会制度」
(3年次最終実践研究)

VIII 中学校部活動の地域移行計画

1 令和5年度

- (1) 「宜野湾市中学校部活動の地域移行準備委員会」の結成と調査研究
- (2) 平日部活動の負担軽減
 - ・「設置する学校に係る部活動の方針」による部活動の適正な活動時間や休養日の設定
 - ・部活動指導員をはじめとした外部人材の活用などによる部活動の負担軽減が必要
 - ・学校の規模にあわせた部活動数の見直し
- (3) 中学校部活動の地域移行啓発
 - ・各少年団・部活動保護者代表者会の開催

2 令和6年度

- (1) 「宜野湾市中学校部活動の地域移行実行委員会」の結成
- (2) 中学校部活動「休日地域移行モデル校」の指定(1中学校)
- (3) 中学校部活動「顧問選択制」の導入(指導課で学校と調整し検討)
- (4) 中学校部活動の地域移行推進
 - ・4中学校区学校運営協議会の開催

3 令和7年度

- (1) 「宜野湾市中学校部活動の地域移行実行委員会」の機能化
- (2) 中学校部活動「休日地域移行モデル校」の指定(2中学校)
- (3) 中学校部活動「顧問選択制」の導入
- (4) 中学校部活動の地域移行推進
 - ・4中学校区学校運営協議会の開催

4 令和8年度

- (1) 本市4中学校「休日部活動の地域移行」の完全実施
- (2) 「宜野湾市中学校部活動の地域移行実行委員会」の機能化

Ⅶ 市教育委員会、学校の「よりそい、そろえる・つなぐ」取組

今後、学校の働き方改革を進めるためには、本プランに基づいた取組を、市教育委員会、各学校がそれぞれの立場で着実に実施する必要がある。

そのため、以下の点に留意しながら取組を推進する。

- 1 学校の働き方改革の進展状況について、国の動向にも注視しながら、常に点検や検証を行い、見直しを行う。
- 2 市教育委員会は管内の効果的な事例を周知することにより、取組をさらに推進する。
- 3 この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場でさらに様々なアイデアを出し、積極的に新たな取組を推進する。